調達仕様書

１　件名

島根県立特別支援学校高等部における１人１台端末の調達

２　本調達の目的

島根県教育委員会（以下「県教委」という。）は、令和４年度島根県立特別支援学校高等部（以下「県立特別支援学校」という。）から、県教委が指定する端末を生徒（保護者）の費用負担によって生徒が所持する形で生徒１人１台端末の導入をしている。

また、購入した端末を入学生が速やかに教育活動等で円滑に活用できるよう学校への納入、端末管理に使用する MDM の導入や MDM のライセンス料や運用に係る保守業務等は県費負担にて行うものとする。

３　本調達の概要

⑴　県教委は、提案する端末及び購入手続きの設計などを総合的に評価し、最も評価が高かった事業者を令和９年度入学生の県立特別支援学校における学習者用端末の販売業者として生徒（保護者）に斡旋する。

⑵　県教委に提示した見積額をもって生徒（保護者）への端末売買価格とし、販売業者は調達に関する協定を締結する。

⑶　県教委は端末本体以外の設定費及び保守費用等について負担する。そのため、設定及び保守等の費用については別途契約を締結する。

⑷　保護者による端末代の支払いは就学奨励費※の活用を前提とする。そのため支払い時期への理解や支払いを受ける体制について整えること。就学奨励費支給事務と密接に関係するため、保護者等は特別支援学校長を通じて事業者と売買契約を締結することにより端末を購入する。

※就学奨励費とは

特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者に対し、国と県が学用品費等を補助する制度。

⑸　特別支援学校から取りまとめられた、生徒（保護者）の購入申し込みによる発注後、販売業者は納入期間内に各学校に端末を納入する。

４　調達機器の規格等

別紙１「端末等仕様書」のとおり

５　想定調達数量及び納入場所

⑴　数量　200 台

ただし、数量は予定であり、増減することがある。これにより、購入台数が減った場合であっても減った台数を県教委が補償して購入するものではない。

⑵　納入場所

別紙２「納入場所一覧」のとおり

６　納入期限

令和９年４月 30 日(金)

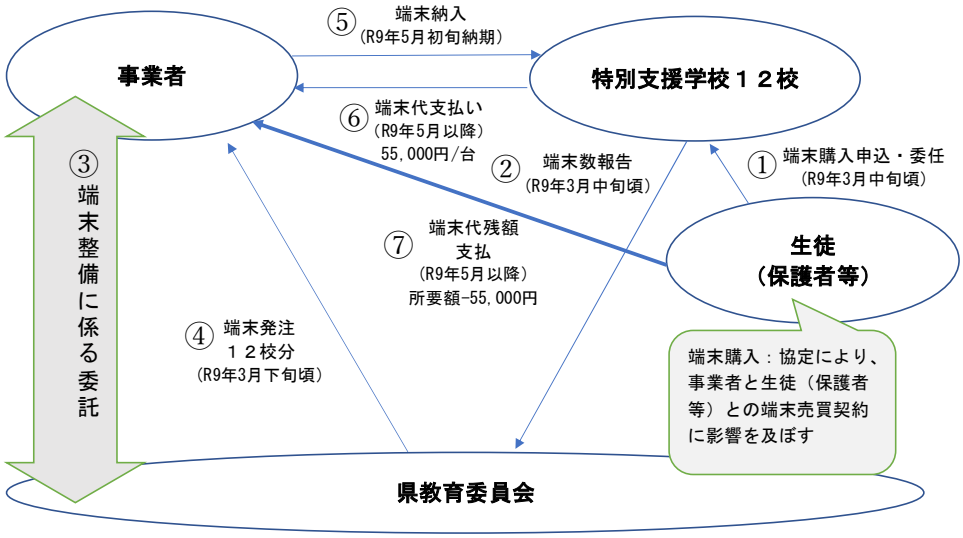
７　生徒用端末購入の想定スケジュール及びスキーム

⑴　想定スケジュール

別紙３「県立特別支援学校高校部１人１台端末の調達スケジュール(想定)」のとおり

⑵　生徒用端末購入のスキーム図

特別支援学校　生徒用端末整備スキーム



８　調達条件

⑴　端末・付属品・保証に関するもの

別紙１「端末等仕様書」のとおり

⑵　購入の枠組み等に関するもの

ア　生徒（保護者）による購入申し込みは各特別支援学校にてとりまとめの上、県教委を通じて、令和９年３月 24 日（水）を目途に完了するものとするが、不測の事態に備え、購入手続きが可能な期間は、同年４月９日(金)までとする。

イ　生徒・保護者の購入品目は、端末本体のみとする。

ウ　購入費用については３（4）記載のとおり、就学奨励費を前提としている。就学奨励費の支払いは、学期ごとに行う学校が多いことから、夏季以降となることが想定される状況について理解の上、提案を行うこと。

エ　購入時に導入する MDM 及びフィルタリングソフトは、端末を日常的に学習利用することを鑑み、県教委が端末を適切に管理するために利用することから、県教委負担にて、導入端末数の概数報告と合わせて別途設定費及び導入経費等に係る契約を締結する。

オ　購入は生徒（保護者）が行うため、購入者に対して、就学奨励費（ICT 機器購入費）の上限を超過する部分についての代金の徴収を行うこと。

・就学奨励費を利用しない生徒（保護者）については全額※

・学校により支払方法(徴収方法)が異なるため、画一的な対応を行うことは難しいことを承知しておくこと

※高等部における１人１台端末は 55,000 円(見込み)を上限として 10/10 補助。但し、児童福祉施設等に措置されている生徒及び就学奨励費の受領を辞退した保護者等は補助の対象とならない。

カ　購入情報を県教委（各学校含む）へ提供すること。

キ　５月以降に各学校に向けて MDM の運用説明会を１回以上行う事。
その際にマニュアルも作成し県教委（各学校含む）へ提供すること。

ク　本調達に係る保守等の詳細については別紙４「保守業務仕様書」を参照。

⑶　調達数量に関するもの

本調達想定数量は、あくまでも予定であり、数量は増減することがある。これにより、購入台数が減った場合であっても減った台数を県教委が補償して購入するものではない。

なお、協定締結後、令和９年度の定員及び過去の入学者数実績から確実に見込まれる台数を県教委から指示し、先行キッティングを実施する。購入申込確定により、不足する台数のキッティングを実施して期限までに納品すること。

９　実施体制等

販売業者は、本調達を確実に実施できる体制を整えて実施すること。

10　その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、県教委と販売業者が協議して決定するものとする。

本調達に当たり、販売業者から提供できる方法（支払の柔軟性）等あれば、提案すること。

別紙１-1

端末等仕様書

タブレット端末

仕様項目	機器仕様
台数	200台（見込み）
筐体	iPad(A16世代)
OS	iPad OS27シリーズ （日本語版）
ストレージ容量	128GB（内蔵）
通信機能	Wi-Fi（802.11a/b/g/n/ac）、デュアルバンド（2.4GHz/5GHz）、MIMO対応HT80
サイズ	高さ248.6mm×幅179.5mm×厚さ7mm
重量（バッテリー含む）	477g
液晶ディスプレイ	IPSテクノロジー搭載11.0インチ（対角）LEDバックライトMulti-Touchディスプレイ 解像度2,360 x 1,640ピクセル
プロセッサ	64ビットアーキテクチャ搭載A16 Bionicチップ
カメラ機能	カメラ12メガピクセル広角カメラ、フロントカメラ12メガピクセル超広角カメラ
バッテリー	バッテリー駆動時間:Wi-fi通信時最大10時間
ｽﾋﾟｰｶｰ	ステレオスピーカー
マイク	デュアルマイク
デバイス管理機能	Automated Device Enrollment（旧DEP）対応
ソフトウェア機能 （MDM配信アプリ等）	※MobiConnect MDM Agentのアプリより下記のアプリを標準搭載 ・mobiAppsオンデマンド ・Keynote ・Numbers ・Pages ・iMovie ・GarageBand ・フリーボード ・天気 ・UDブラウザ ・Zoom Cloud Meeting ・SOSフィルター ※以下ショートカットをホーム画面に配置 ・Google ・島根県相談窓口リンク

※ソフトウェア機能については、協定締結時に、別途協議し、確定することとする
　また納品時に調達・配信可能なアプリ等で対応することとする（代替品含む）

別紙１-2

端末等仕様書

ソフトウェア

（標準搭載分は機器仕様一覧表に記載）

種別、ソフトウェア名	メーカー等	数量
日本語版 iPadOS 27シリーズ	Apple	200
※調達・納品時に対応可能な最新版		

※以下の2点は県教委が費用負担を行い、購入する生徒・保護者には負担を求めないが、端末納入時には、以下のシステム等が利用できる状態にしておく必要があるもの。

モバイル管理システム（MDM:Mobile Device management）

種別、ソフトウェア名	メーカー等	数量
mobiconnect for Education	インヴェンティット	200

Webフィルタリングソフト

種別、ソフトウェア名	メーカー等	数量
Soliton DNS Guard forEducation	ソリトンシステムズ	200

別紙2

納入場所一覧

NO	納入場所	住所	台数
1	島根県立盲学校	島根県松江市西浜佐陀町468	
2	島根県立松江ろう学校	島根県松江市古志町191-6	
3	島根県立浜田ろう学校	島根県浜田市国分町342-2	
4	島根県立松江養護学校	島根県松江市西川津町31	
5	島根県立松江養護学校乃木校舎	島根県松江市乃木福富町733-2	
6	島根県立松江養護学校安来分教室	島根県安来市佐久保町115	
7	島根県立出雲養護学校	島根県出雲市神西沖町2485	
8	島根県立出雲養護学校雲南分教室	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1212-32	
9	島根県立出雲養護学校邇摩分教室	島根県大田市仁摩町仁万907	
10	島根県立石見養護学校	島根県邑智郡邑南町中野2384-18	
11	島根県立浜田養護学校	島根県浜田市国分町342-2	
12	島根県立益田養護学校	島根県益田市横田町2120-1	
13	島根県立隠岐養護学校	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町363	
14	島根県立松江清心養護学校	島根県松江市東生馬町11	
15	島根県立江津清和養護学校	島根県江津市渡津町772	
16	島根県立松江緑が丘養護学校	島根県松江市上乃木5-18-1	
	合計		0

※各校の台数は改めて決定

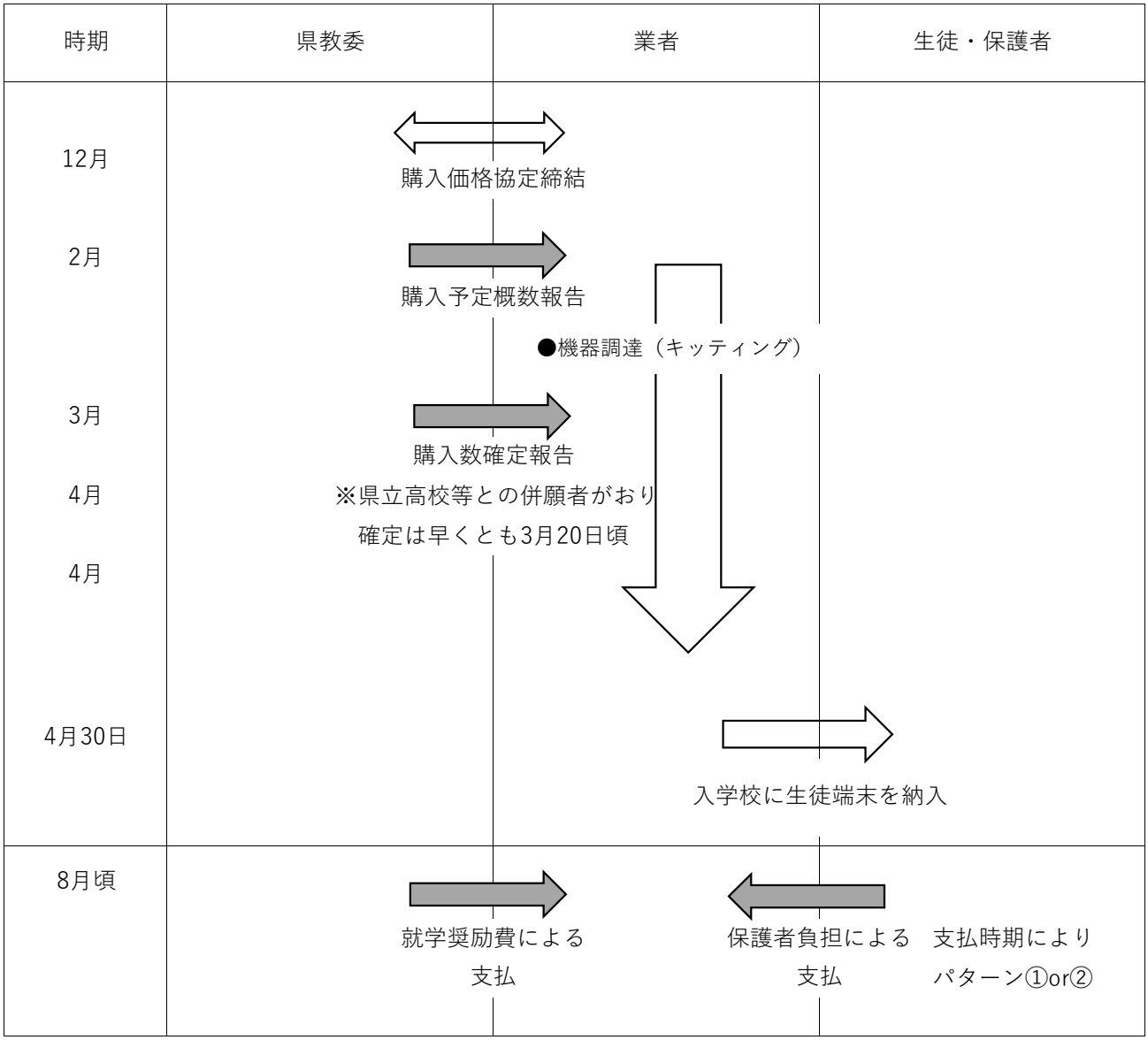
〔別紙３〕

県立特別支援学校高等部１人１台端末の調達スケジュール（想定）

１．iPad整備方法

パターン①　…　個人負担（一括購入、就学奨励費保護者負担同時支払）

パターン②　…　個人負担（分割購入、就学奨励費支払い後、同年度中に保護者負担を後日支払）



別紙４

保　守　業　務　仕　様　書

１　保守業務の対象及び内容

（１）保守業務の対象は、令和９年度入学生の島根県立特別支援学校高等部１人１台端末の調達で整備した端末（以下「端末」という）200 台(見込み)とする。端末の設置場所は別紙１「端末等仕様書」別紙２「納入場所一覧」のとおり。

（２）保守業務の内容は次のとおりとする。

①予防保守
②緊急保守
③モバイルデバイス管理システム（ＭＤＭ）の運用
④Soliton DNS Guard（ソリトン）の運用
⑤問い合わせ対応
⑥仕様変更等
⑦機器等操作研修

（３）保守期間は引渡の日から令和 10 年３月 31 日までとする。

２　保守業務の処理方法

（１）予防保守

①　不具合対応

端末（製品に起因するもの）の不具合（バグを含む）の調査・補修を適宜実施すること。

②　セキュリティ対応

端末を構成する機器及びソフトウェア製品に関して、通常の使用に重大な影響を与える脆弱性が見つかり、かつその対応が緊急性を要する場合は、速やかにセキュリティ・パッチを適用すること

（２）緊急保守

端末に障害・故障が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

①　受付時間

学校担当者からの電話による通報受付時間は平日の午前９時から午後５時までとする。ただし、緊急かつ通常の使用に重大な支障がある場合は協議の上決定すること。

②　原因調査及び復旧

端末の技術責任者又はサポート担当者は、学校担当者からの通報を受けて、速やかに障害・故障の原因を調査し、復旧のための切り分けを

行うこと。

また、障害・故障の復旧のため、修復、部品交換・修理が必要な場合は、速やかに実施すること。この場合部品交換を除く必要となる経費は納入業者が負担するものとする。

③　保証

端末に係る保証は、１年間のメーカー保証のみとし、その期間において機器修理等を無償で実施すること。

（３）モバイルデバイス管理システム（ＭＤＭ）の運用

端末に係る障害、故障、要望等のうちＭＤＭを利用する案件について特別支援教育課または特別支援学校が依頼する諸作業を実施すること。

（４）Ｗｅｂフィルタリングソフトウェア（Soliton DNS Guard）の運用

端末に係る障害、故障、要望等のうちソリトンを利用する案件について特別支援教育課または特別支援学校が依頼する諸作業を実施すること。

（５）問い合わせ対応

①　受付方法

通常の使用時の操作上の不明点等に関する問合せは、受託業者への電話・ファクシミリ・電子メールによるものとする。

②　受付時間

電話による問い合わせの受付時間は、平日の午前９時から午後５時までとする。

③　回答

端末の技術責任者又はサポート担当者は、問い合わせがあった場合は、速やかに適切な応答をすること。

④　状況報告

当月の問い合わせ対応状況等について、翌月の 20 日までに特別支援教育課へ報告すること。報告様式は、特別支援教育課と協議の上決定する。

（６）仕様変更等

端末の使用上必要となった軽微な仕様変更及び年度移行等に伴って本調達物件が備えている機能では対応できない処理が必要となった場合は、全校分でまとめて年２回（１回当たり６時間程度）を限度として特別支援教育課の指示により実施すること。

（７）その他

保守業務により、完成図書の内容に変更が生ずる場合は、その都度、改訂版を作成し提出すること。

３　提出書類

次の内容を含む操作マニュアルを作成し、紙ベースで２部（特別支援教育課１部、納入場所１部）、電子データで１部（特別支援教育課）を提出すること。なお、このマニュアルは、紙により提出するものは紙製フラットファイル（A4S 版）に綴じることとし、電子データは CD-R メディアに保存のうえ提出すること。

また、マニュアルの内容に変更が生ずる場合は、その都度、改訂版を作成し提出すること。

①操作マニュアル（ＭＤＭ操作手順書、Soliton DNS Guard 操作手順書を含む）

②機器一覧表